

立命館大学における「独占禁止法教室」の開催について

令和 5 年 7 月 1 4 日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員等による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 令和 5 年 7 月 2 1 日（金）
4 時限目 1 4 : 4 0 ~ 1 6 : 1 0
- 2 場 所 立命館大学 びわこ・くさつキャンパス
コラーニングハウスⅠ 3 0 4 号教室
滋賀県草津市野路東 1 丁目 1 - 1
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所
所長 原 一弘
- 4 対象者 立命館大学 経済学部 「アドバンストミクロ経済学Ⅱ」受講者等
- 5 内 容 「公正取引委員会の活動～競争の役割とデジタル分野における取組～」

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、令和 5 年 7 月 2 0 日（木）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 総務課
	電話 0 6 - 6 9 4 1 - 2 1 7 3（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

独占禁止法教室のご案内

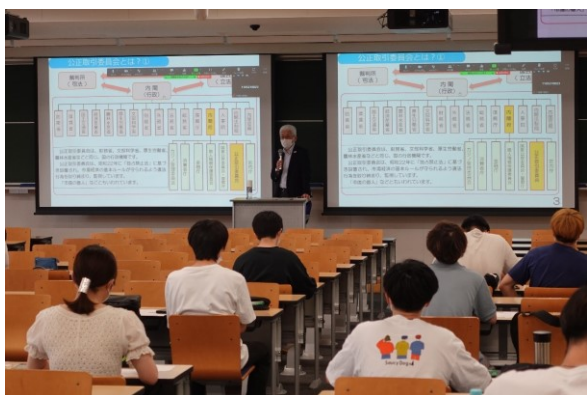
公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

❖ 独占禁止法教室の授業内容

大学生向けの独占禁止法教室は、通常の講義や外部講師による特別講座などに対して、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。法学部の授業（例：「独占禁止法」、「経済法」）や経済学部の授業（例：「産業組織論」、「産業経済学」）だけでなく、他の学部の授業でも開催しています。

競争法の目的や学生が将来、経済活動に参加する際に直面する独占禁止法とのかかわりについて講義し、学生からの質問にお答えしています。

❖ 独占禁止法教室の授業風景



❖ 独占禁止法教室の感想

- ニュースになった事例や実際に身の回りで起きていたことを交えて話してくれるので、理解しやすい講演だった。さらに、実際の事例について、私自身もよく知っている企業の名前も上がっていたので、少し身近に感じ、驚きました。
- ドラマ「競争の番人」を見ていたこともあり、実際に公正取引委員会の方のお話を聞くことができた。
- 経済学で、独占を取り締まるというのを習ったただだったが、より具体的な活動内容や手続等を知れたためになった。
- プラットフォームビジネスの存在感の高まりと影響力の大きさを感じた。

❖ 独占禁止法教室の実績（近畿地区）

年度	中高	大学	計
令和2年度	2校	14校	16校
令和3年度	6校	14校	20校
令和4年度	11校	19校	30校

【主な開催校（令和4年度 近畿地区）】

大阪大学、大阪公立大学、関西大学、関西学院大学、京都大学、近畿大学、神戸市外国語大学、甲南大学、滋賀大学、摂南大学、帝塚山大学、同志社大学、福井県立大学、立命館大学、和歌山大学など

【お問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所
総務課 担当：姫木、江村、山崎
電話 06-6941-2173（直通）
メール kinki_kouhou2173@jftc.go.jp



オンライン形式や少人数のゼミでも
開催しています！